

【武蔵村山市】市内公共施設の使用料見直し後の料金表

1 公民館・公民館中久保分館

区分 時間 施設名	入場料その他これに類する料金を徴収しないもの				入場料その他これに類する料金を徴収するもの			
	午前	午後		夜間	午前	午後		夜間
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで
	円	円	円	円	円	円	円	円
研修室	1,500	1,000	1,000	1,500	3,000	2,000	2,000	3,000
学習室	900	600	600	900	1,800	1,200	1,200	1,800
会議室	300	200	200	300	600	400	400	600
和室	600	400	400	600	1,200	800	800	1,200

市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者が構成員の半数に満たない団体が使用する場合の使用料は、同表に定める額に 2 を乗じて得た額とする。

2 各地区会館

施設名		使用時間	午前	午後		夜間
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	
		円	円	円	円	
雷塚地区会館	集会室	900	600	600	900	
	学習室	600	400	400	600	
	会議室	300	200	200	300	
	休養室	300	200	200	300	
	保育室	300	200	200	300	
中藤地区会館	集会室	900	600	600	900	
	学習室	300	200	200	300	
	実習室	300	200	200	300	
	休養室	300	200	200	300	
	保育室	300	200	200	300	

中部地区会館	401 大集会室	1,200	800	800	1,200
	402 学習室 A	300	200	200	300
	402 学習室 B	300	200	200	300
	403 集会室	600	400	400	600
	404 休養室	900	600	600	900
	405 会議室	300	200	200	300
	406 会議室	300	200	200	300
	407 会議室	300	200	200	300
	保育室	300	200	200	300
三ツ木地区会館	集会室	1,500	1,000	1,000	1,500
	学習室	600	400	400	600
	休養室	900	600	600	900
	保育室	300	200	200	300
	実習室	600	400	400	600
	研修室 1・2	900	600	600	900
	研修室 3	300	200	200	300
大南地区会館	集会室 1・2	1,200	800	800	1,200
	集会室 3	300	200	200	300
	休養室	600	400	400	600
	保育室	300	200	200	300
	実習室	600	400	400	600
残堀・伊奈平地 区会館	集会室	900	600	600	900
	学習室	300	200	200	300
	休養室	300	200	200	300
	保育室	300	200	200	300
	実習室	600	400	400	600

市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者が構成員の半数に満たない団体が使用する場合の使用料は、同表に定める額に2を乗じて得た額とする。

3 地区集会所

施設名		使用時間	午前	午後		夜間
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで
上水台地区集会所	会議室		円 300	円 200	円 200	円 300
新海道地区集会所	会議室		300	200	200	300
西大南地区集会所	集会室		300	200	200	300
	会議室		300	200	200	300
	和室		300	200	200	300
中原地区集会所	学習室		600	400	400	600
	打合せ室		300	200	200	300
	和室		300	200	200	300
大南公園地区集会所	会議室		300	200	200	300
	和室 (大)		300	200	200	300
	和室 (中)		300	200	200	300
学園地区集会所	集会室		300	200	200	300
	和室		300	200	200	300
新大南地区集会所	集会室		600	400	400	600
	和室		300	200	200	300

4 生涯学習活動室

施設		使用時間	午前	午後		夜間
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時ま で
生涯学習活動室	集会室		900	600	600	900
	学習室		1,200	800	800	1,200
	実習室		900	600	600	900

市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者が構成員の半数に満たない団体が使用する場合の使用料は、同表に定める額に2を乗じて得た額とする。

5 緑が丘ふれあいセンター

施設名		利用時間	午前	午後		夜間
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	
緑が丘コミュニティセンター	多目的ホール 1	円 970	円 640	円 640	円 970	
	多目的ホール 2	970	640	640	970	
	会議室 1	320	210	210	320	
	会議室 2	320	210	210	320	
	学習室	320	210	210	320	
	和室	320	210	210	320	
	研修室	320	210	210	320	
	男女共同参画センター	多目的室 1	320	210	210	320
多目的室 2		320	210	210	320	
学習室		320	210	210	320	
保育室		320	210	210	320	

市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者が構成員の半数に満たない団体が使用する場合の使用料は、同表に定める額に 2 を乗じて得た額とする。

6 身体障害者福祉センター調理実習室

施設名		利用時間	利用料金	
		午前 9 時から午後 4 時まで	市内	市外
調理実習室		1 時間につき	円 210	円 420

7 社会福祉関係団体活動室

施設名		使用時間	午前	午後		夜間
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
団体活動室			円	円	円	円
	中会議室		600	400	400	600
	小会議室		600	400	400	600

8 市民会館（さくらホール）

施設名		利用時間	午前	午後		夜間
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
			円	円	円	円
研修室			320	210	210	320
会議室 1・2			320	210	210	320
集会室			320	210	210	320
保育室			320	210	210	320
実習室			320	210	210	320
和室			320	210	210	320
遊戯室			320	210	210	320
展示室			970	640	640	970

市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者が構成員の半数に満たない団体が使用する場合の使用料は、同表に定める額に2を乗じて得た額とする。

9 体育施設

施設	名称及び内容		単位等		利用料金		
					市内	市外	
プール	野山北公園プール		1回(2時間以内)につき		円 大人 100 子ども 50	円 大人 100 子ども 50	
運動場	総合運動公園運動場	第1運動場	1時間につき		1,080	2,160	
		第2運動場			1,080	2,160	
		第3運動場			540	1,080	
	野山北公園運動場	750			1,500		
野球場	雷塚公園野球場		1時間につき		750	1,500	
	大南公園野球場		昼間	1時間につき	750	1,500	
			夜間	照明灯を使用しない場合	1時間につき	750	1,500
				照明灯を使用する場合		3,830	7,660
庭球場	雷塚公園庭球場	Aコート	1時間につき		320	640	
		Bコート					
		Cコート					
	大南公園庭球場	Aコート					
		Bコート					
		Cコート					

総合体育館、三ツ木庭球場の利用料金は変更なし

10 学校施設

施設名	時間区分	使用料
第一小学校校庭夜間照明灯	1時間につき	円 200
第一中学校校庭夜間照明灯	1時間につき	900
屋内運動場（小中一貫校村山学園を除く。）	1時間につき	100
小中一貫校村山学園屋内運動場	1時間につき	半面 100 全面 200
武道場	1時間につき	100

市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者が構成員の半数に満たない団体が使用する場合の使用料は、同表に定める額に2を乗じて得た額とする。